

京都市立病院における医療事故等に係る公表基準について

平成 16年 10月 1日 院長決定

1 目的

京都市立病院（以下「病院」という。）で発生した医療事故等について、市民に情報の提供を行い、病院の透明性の確保を図ることにより、市民に信頼され、安心して医療が受けられる安全管理体制を確立していくため、医療事故等に係る公表基準を定める。

2 障害区分

発生した医療事故等について、結果の重大性により、次のとおり区分する。

区	分	内	容
インシデント	レベル0	a 危険度低	間違ったことが発生したが患者には実施されなかった場合
		b 危険度高	
	レベル1	a 危険度低	患者への実害はなかったが、何らかの影響を与えた可能性が生じた場合
		b 危険度高	
アクシデント	レベル2	a 過誤無	(軽度) 事故により、患者への観察強化の必要性、バイタルサインの変化に応じた検査の必要性が生じた場合
		b 過誤有	
	レベル3	a 過誤無	(中度) 事故により、治療の必要性が生じた場合
		b 過誤有	
	レベル4	a 過誤無	(高度) 事故により、障害が一生残存する場合
		b 過誤有	
	レベル5	a 過誤無	(死亡) 事故による死亡
		b 過誤有	

※ ① 医療事故等

過失の有無に関わらず合併症等も含めて、医療の全過程において発生する人身事故一切を包括する。

② アクシデント（医療事故）

患者ばかりでなく医療従事者が被害者である場合や医療行為とは直接関係のない転倒・転落等も含む。

③ インシデント

日常の医療現場で、「ヒヤリ」としたり、「ハット」した経験など、結果的に医療事故に至らなかったニアミスなどをいう。

3 公表基準

発生した医療事故等について、社団法人全国自治体病院協議会が定める基準に準じて、次のとおり区分する。

	区 分		内 容
インシデント	レベル0	a 危険度低	包括的な形式で一括した内容を公表
		b 危険度高	
	レベル1	a 危険度低	包括的な形式で一括した内容を公表
		b 危険度高	
アクシデント	レベル2	a 過 誤 無	包括的な形式で一括した内容を公表
		b 過 誤 有	
	レベル3	a 過 誤 無	原則非公表
		b 過 誤 有	重大な場合公表
	レベル4	a 過 誤 無	原則非公表
		b 過 誤 有	重大な場合公表
	レベル5	a 過 誤 無	原則非公表
		b 過 誤 有	公表

(1) アクシデントであって、非公表の場合の対応

包括的な形式で一括した内容での公表は行う。

(2) 特別の理由による公表

アクシデントであって、病院の医療安全管理上重大な医療事故である場合又は他の医療機関の医療事故防止に資すると認められる場合は公表する。

(3) 患者側への配慮

患者側の個人情報保護に十分な配慮を講じるとともに、患者側の意思を最大限尊重する。

4 公表する内容

包括的な形式で一括した内容で公表する場合を除き、医療事故の概要（患者及び医療従事者等の個人情報に係るものは除く）及び再発防止策を公表する。

5 公表する時期

原則的に可及的速やかに公表する。ただし、包括的な形式で一括した内容で公表する場合は年2回程度一括して公表する。

6 公表の方法

公表は、市会報告及び病院ホームページ掲載等により行う。

7 公表の手続き

公表については、包括的な形式で一括した内容を公表する場合を除き、院内に設置する医療安全管理委員会で決定する。

8 適 用

この基準は、平成 16年 10月 1日から適用する。